【令和4年度税制改正に関する意見要望】

(一社) 岡山県法人会連合会

I 基本的な課題

1 税·財政改革

(1) 財政健全化に向けて

令和3年度予算は、一般会計106.6兆円と当初予算ベースで3年連続100兆円を超え、新型コロナウイルスの感染拡大防止や中長期的な課題のデジタル社会やグリーン社会、活力ある地方、少子化対策など全世代型社会保障制度等への対応など、令和2年度第3次補正予算を受けたものとなっている。

また、歳入のうち公債金は 43.6 兆円であり、令和3年度末の国債残高は 990.3 兆円と厳しい財政状況となっている。(前年度第3次補正予算後の公債金 112.5 兆円)

なお、政府は「2025 年度のプライマリーバランスの黒字化目標等の達成に向けて、 引き続きこれまでの歳出改革の取組みを継続し、経済再生と財政健全化の両立を図っていく。」としているが、あらためて次のことを要望したい。

イ 中長期的財政健全化計画を作成し、期限の設定や具体的な目標、手段を早急に構築し、健全化の道筋を国民に示すべきである。

特に、コロナ禍における中小企業等の疲弊は多大であり、終息後もその影響は長引くことが予想され、安易に景気回復の税収増などによる財政再建計画は机上の空論となる。後記「(3)行政改革の徹底」による歳出削減を行うとともに、例えば、新型コロナ対策で発行した国債の返済計画について、東日本大震災の復興特別所得税・法人税の付加税や政府保有株式の売却など、具体的な財源を示したうえで返済計画(25年~30年長期計画)を立てていただきたい。

ロ 歳出改革の取組みとして社会保障関係費の抑制も重要であるが、議員定数や歳費 の削減、適正・適切な予算執行などを最優先課題とするべきである。

特に、コロナ禍のなかアベノマスクをはじめ、行政(予算執行)として不透明な 部分があるので、不都合な事実も隠すことなく誠実に丁寧に説明していただきたい。

ハ 「経済の再生なくして財政再建なし」を基本とし、極めて厳しい状況にある中小企業等を対象とした大型の中小企業支援策を実施するべきであり、更に地域格差にも配慮していただきたい。

(2) 社会保障制度に対する基本的な考え方

イ 持続的な社会保障制度の確立

社会保障制度の改革については、すべての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型」の社会保障制度に転換を図り、そして、将来の世代にしっかりと伝えるという方向性が出されている。

また、「新経済・財政再生計画」に沿って、社会保障関係費(令和3年度予算)については、実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるという方針を達成してい

るとのことであるが、次の問題点にも対応した改革を行っていただきたい。

- (イ)健康保険料限度額の制度は、超高額所得者層の負担割合を低くしていることから、限度額の引き上げか、または、廃止するべきである。
- (ロ) 適正な保険料徴収事務を行っていただきたい。 また、社会保険料、労働保険料との徴収一体化を実現していただきたい。
- (ハ) 年金について、次のような点を検討いただきたい。
 - a 支給限度額は報酬月額のみでなく、不動産所得等合計所得金額をベースとする。
 - b 現役世代より高収入な者の年金額は抑制する。
 - C 国民年金受給額よりも生活保護費が高額となっており是正する。
 - d 保険制度、年金制度における世代間格差(社会保障の厚さの違い)を検証し、 不公平感を払拭する。
 - ē 受給しても普通の生活ができないような国民年金の制度をほかの年金制度と統一し、国民に対し広く公平な年金制度に改革する。

ロ 企業の保険料負担のあり方

社会保険料等の企業の過度の負担は問題であり、負担軽減に向け検討していただきたい。

(3) 行政改革の徹底

国民が強く望んでいる国家公務員の定数や給与の見直し、国会議員数や歳費、政党 交付金等の課題について、改革は遅々として進んでいない。

法改正の必要なものではあるが、財政の健全化に向け、社会保障制度の改革など国 民に負担を強いる状況であれば、国会議員として聖域のない行政改革を「まず隗より 始めよ」の精神で対応していただきたい。

- イ 国及び地方とも、議員定数、歳費・報酬・政務活動費等を削減していただきたい。
- ロ 公務員制度の改革について、DXの推進などを行って人員の削減、給与の減額等、 行政の事務処理・手続きのスリム化に取り組んでもらいたい。

特に、公務員の給与は、民間企業(従業員 500 人以上の大企業)の給与を参考に 人事院勧告を行っているが、従業員 300 人~400 人の企業を 5 割程度は含めるべき である。

ハ 無駄使いを無くすため、予算策定時のみでなく執行時においても、国民目線にたったチェック機能を確立していただきたい。

また、民間企業と同様、行政においてもあらゆる面でスリム化、効率化、合理化を 図り、「民間でできることは民間に」を徹底し、「委託」から「移管」となるように推 進していただきたい。

二 特別会計は平成 18 年度の 31 から令和 2 年度は 13 と統廃合が進められている。

引き続き、事務・事業の内容や必要がない場合は一般会計への統合など更なる改革をしていただきたい。

(4) 税制及び手続きの簡素化

税の3原則は「公平・中立・簡素」といわれている。

そのうち「簡素」という点について、例えば消費税の例のように、あらゆる税制は 年々複雑化している。税制のしくみをできるだけ簡素なものとし、理解しやすいもの とすべきである。

特に、消費税の軽減税率制度及び令和5年に導入されるインボイス方式は必要ない と考えているので速やかに法改正等を行っていただきたい。

(5)マイナンバー制度

マイナンバーカードは、政府のデジタル推進の中心に位置づけられ、令和5年3月末までに全住民への普及を目指しており、令和3年5月現在交付率30%(交付開始H28.1~)となっている。

なお、令和3年度総務省概算要求のマイナンバーカード関連は1,325億円であり、 無駄使いとならないよう次に留意し普及(利用)促進を図っていただきたい。

イ 利用範囲の拡大とセキュリティ対策

健康保険証利用の本格的な運用は令和3年10月からとなったが、国税の整理番号、運転免許等との統一化など、利用範囲を拡大していただきたい。

また、安全、安心を担保するため、プライバシーの保護をはじめサイバー攻撃や ハッカー対策などのセキュリティ強化をすべきである。

ロ 行政機関への提出書類等の簡略化

パート、アルバイトを多数採用し、人員の入替り頻繁な事業者にとっては個人情報の取得・管理などの責任が重くなっており、行政機関への提出書類等の簡略化を進めていただきたい。

ハ マイナンバーカードの配付

先進国にもかかわらず身分証明書らしきものがないため、すべての国民にカードを配布していただきたい。また、税と社会保障その他との連携を図り、素早い保証を可能にしていただきたい。

2 経済活性化と中小企業対策

(1) コロナ禍における事業継続のための経済対策と税制措置

新型コロナの影響を長期に受け、かつ、終息する気配も見せておらず資金力の弱い中小企業は限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、雇用と事業と生活を守るため、コロナワクチンの接種を進めるとともに、次のような経済対策と税制措置を講じるべきである。

イ 経済対策

コロナによる影響が大きい飲食・小売り・宿泊業などに対する集中支援及び感染拡大状況に応じた地域および業種を絞った持続化給付金等の追加支援策を講じていただきたい。

その際は、支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性の確保を図っていただきたい。

また、ポストコロナに向けた中小企業の創意工夫や事業再構築・業種転換を後押しする補助金並びに規制改革を推進していただきたい。

口 税制措置

- (イ) 事業承継をした企業がコロナ禍を原因としてやむなく廃業等した場合、承継時 における自社株式評価による相続税等に係る還付請求を制度化していただきたい。
- (ロ)納税や社会保険料の分割納付や納付期限をさらに延長していただきたい。
- (ハ) 法人税軽減税率の特例を本格化していただきたい。
- (二)中小企業者等の青色欠損金の繰戻し還付制度について、前1年以内ではなく、 当該事業年度開始の日3年以内に拡充していただきたい。 なお、当該制度は法人事業税、法人住民税にも適用できるものとしていただき

なめ、自該制度は法人事業税、法人住民税にも適用できるものとしていたださ たい。

(2) 中小企業の活性化に資する税制措置

法人税法はもとより地方税法の改正・見直しを強く求める。(具体的な要望は、下記の「I 各論」の「1 法人税関係」及び「5 地方税関係」を参照)

(3) 事業承継税制の拡充

イ 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

世界的ブランドが育つ諸外国では事業承継時に課税されておらず、日本の中小企業で世界的ブランドが育たない要因の一つが事業承継時の課税となっている。

平成30年度の改正により10年間の特例措置が講じられたが、親族外承継や非上場株式以外の事業用資産も含めた本格的な事業承継税制としていただきたい。

また、10年間の特例ではなく本則化するべきである。

ロ 現行制度(特例措置)の拡充等

- (イ) 平成 30 年度の改正においてはそれ以前に事業承継税制を適用したものは平成 30 年度の改正を適用できないとされたが、納税者に有利な改正事項は納税者の選択により適用できるようにするべきである。
- (ロ) 個人事業主に関しては特定事業用資産の相続・贈与の納税猶予制度が創設されたが、法人であっても中小零細企業の場合、個人所有の不動産を事業の用に供していることが多く、個人事業主同様に軽減措置の検討をしていただきたい。

(ハ) 代表取締役の債務免除を簡素化すべきである。

ハ 非上場株式の納税猶予制度等の見直し

- (イ) 非上場株式の納税猶予制度は、相当高額評価でないと効果は薄く、納税猶予でなく、非上場株式等の事業用財産の相続税の免除あるいは軽減する制度を設けるべきである。
- (ロ) 中小企業の株式は、M&A 等売買が確定した場合のみ価値を見出し、課税を行うことが望ましく、未実現の利益や資産価値に課税を行うことは企業の継続力を弱め、雇用継続を不可能にするので評価等方法を見直していただきたい。

3 地方のあり方

(1) 行財政の効率化

イ 事務処理等の統一化

地方財政・行政の効率化のために、県、市町村の統一的な行政改革を推進していただきたい。

また、AI、ロボットなどの技術を積極的に活用、デジタル化を推進し、事務処理を効率化するとともに、住民の利便性の向上を図るべきである。そして職員は、地域活性化のための企画立案、住民への直接サービスなどに注力すべきである。

ロ 地方自治の強化

国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲を進めていただきたい。 また、地方交付税で国が地方をコントロールするというシステムを見直し、自立 できる地方自治の制度化を検討いただきたい。

(2) 地方創生

- イ 地方創生関係税制の改正等
 - (イ) 地方拠点強化税制については、近畿圏中心部や中部圏中心部が準地方活力向上地域とされ移転型事業の対象地域となったが、かえって準地方活力向上地域等への労働人口の流出が懸念される。平成30年度改正については雇用創出数の数合わせに過ぎないので、真の地方創生となる改正を求める。
 - (ロ) 地域の雇用創出に対して積極的に取組む企業への税額控除等の優遇税制に取組 んでいただきたい。
- (ハ) すみやかな執行を可能とするための特区を認め、大幅な規制の緩和を求める。

ロ補助金等支援の拡充

- (イ)大企業に対する地方への本社機能の一部移転への支援策を講じていただきたい。
- (ロ) サテライトオフィス、事業者のワーケーション推進やリモートワーカー受入等

- への取組支援・助成金を拡充していただきたい。
- (ハ) 国産化や生産拠点の国内回帰、地方立地支援等、国内投資促進事業補助金をさらに拡充していただきたい。

Ⅱ各論

1 法人税関係

(1) 中小企業の範囲の維持

中小法人(資本金 1 億円以下)については、軽減税率や各種の政策税制(例えば、中小企業投資促進税制)が適用されるほか、欠損金繰越控除の控除限度、特定同族会社の留保金課税、法人事業税の外形標準課税をはじめとする多くの制度において大法人と異なる扱いが認められている。中小企業の範囲の見直しをする場合は予見可能性を充分考慮の上、財政基盤の弱い中小法人の税負担が増えることのないよう配慮すべきである。

(2) 法人税基本税率等の引き下げ

イ 基本税率

租税特別措置法の整理合理化により課税ベースの拡大を考慮しつつ、地方税の負担軽減と合わせて、引き下げを図る必要がある。

口 軽減税率

不況下での中小企業は安定的な利益を計上することは困難であり、経営基盤の弱い中小法人に対する税の負担を軽減するため、中小企業の課税所得800万円以下の部分の軽減税率を引き下げるとともに、適用課税所得を800万円から1,600万円程度まで引き上げるべきである。

(3)役員給与等規定の見直し

イ 役員給与の損金不算入規定

法人税法では、役員給与の損金算入は3項目に限定列挙されている。

役員給与は職務執行の対価であり、会社法上も会計基準でも費用であるものを法 人税法が特定のもの以外は給与として認めないということは立法に問題がある。

役員給与は原則損金算入し、損金不算入となる役員給与があればそれを限定列挙 するように見直すべきである。

ロ 業績連動給与の適用法人

業績連動給与は、同族会社に該当しない法人、すなわち大企業の恩典となっており、中小零細企業との公平を欠いていることから、企業に自主性をもたたせるため、同族会社にも利用できるよう要件を緩和すべきである。

(4) 交際費課税制度の廃止

交際費のうち、飲食のために支出する費用の額の 50%を損金の額に算入する措置、また、中小法人に係る損金算入の特例について、適用期限が2年延長されたが、そもそも法人が支出した交際費は本来損金であり、現今の経済情勢からみて当初の目的より著しくかけ離れている交際費課税は廃止すべきである。

(5) 同族会社の留保金課税の廃止

平成 19 年度改正により中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃されたが、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、廃止すべきである。

(6) 退職給与引当金制度の復活

平成 15 年 3 月 31 日以後終了する事業年度から、退職給与引当金制度が廃止されたが、退職給与引当金は元来負債性引当金であるので、健全な企業経営の観点から、退職給与引当金制度を復活させるべきである。

(7) 少額減価償却資産の取得価額限度額等

イ 少額減価償却資産の取得価額基準の見直し

現在の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産には一括償却資産制度がある。さらに一定の中小法人に対しては、年間の損金算入金額の上限を 300 万円として取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満とし、制度の簡素化を図るべきである。

ロ 減価償却計算の簡素化

平成 19 年改正により残存価額と減価償却限度額の廃止と 250%定率法が導入され、その後 200%定率法に改正され、計算が複雑となっており簡素化を図るべきである。

2 消費税関係

(1) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の廃止

令和5年10月1日から導入される適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という)について、事業者の事務負担は大きく増加し、免税事業はインボイスを発行することができないため経済取引から排除されることとなり、若い世代の起業意欲も削ぐことにもなりかねず導入すべきではない。

また、インボイス制度は欧州諸国のような複数の軽減税率導入を前提としたものであり、事務負担のさらなる増加を招き、更に、財政健全化に向けても妨げになるものである。

(2) 軽減税率の廃止

軽減税率制度が導入され1年半が経過したが、多くの事業者は事務負担増大によ

る人的・経済的負担のため廃止の意見である。

また、軽減税率による税収減は代替財源の確保や社会保障給付の抑制が必要となり、 更に、コロナ関連対策費も多額な予算が必要な時になおさらである。

(3) 簡易課税制度の存続

小規模事業者の納税事務負担軽減のため、簡易課税制度は今後も継続していただきたい。

(4) 非課税取引の見直し

非課税取引も社会政策的配慮に基づく取引は課税取引とし、簡素化を図るべきである。

3 所得税関係

(1) 所得税のあり方

担税力に応じた適正な公平な税負担が本来であり、時代の変化に応じて、課税所得 や各種控除制度の見直しを行っていくべきである。

また、所得金額調整控除等制度は複雑であるので簡素で分かりやすくしていただくとともに、今後見直し等の際にはその点に留意いただきたい。

なお、土地・建物の分離課税を除き金融商品等の所得は総合課税に、更には、自己 株取得時の個人みなし配当(総合課税)の高い税率の見直しとか、公的年金等控除(最低 120 万円)と給与所得控除(最低 65 万円)は年金収入に手厚く世代間格差が生じているため同等にするべきとの意見がある。

(2)復興特別所得税の見直し

復興特別所得税は 2037 年まで長期間課税されることから、源泉徴収を受ける法人の事務負担の軽減を図る必要があり、復興特別所得税としての税体系を廃止し、2037年まで所得税の税率に復興特別税率を加えて一体運用すべきである。

(3) 各種所得控除の整理・見直し等

イ 人的控除・基礎控除

- (イ) 寡婦(夫) 控除については「婚姻歴の有無による不公平」と「男性ひとり親と 女性のひとり親の不公平」の解消の措置が講じられたことは一定の評価がされる が、総合的に勘案して控除額の見直しと簡素化をしていただきたい。
- (ロ)配偶者控除などの所得控除の計算が複雑であり、簡素化すべきである。
- (ハ) 特に子供の教育費等が最も多く必要とされる年齢層の諸控除に配慮した定額控除と、共働き世帯への課税上の不公平を無くし女性の社会進出を妨げない体系を作るべきである。
- (二)各種の所得控除を整理合理化し、基礎(定額)控除を大幅に増加すべきである。

基礎控除は38万円から48万円(合計所得2400万円超は段階的に減額)に10万円増額されたが、給与所得控除及び年金所得控除は10万円減額されており納税者の大多数を占める給与所得者や年金所得者に増額の影響はないものとなっている。

口 各保険料控除

生命保険料・損害保険料控除については控除額が比較的低額なこと及び加入者が 個別的でなくなっている現状から人的控除額の引き上げに振り替えて廃止すべき である。

ハ 雑損控除及び医療費控除

震災被害などの際に適用される雑損控除や医療費控除については、国等の政策的 支援の方が効果的、合理的である。

(4) 青色申告者純損失の繰越控除期間の延長

青色申告者の繰越控除期間は3年とされているが、事業そのものは法人・個人を問わず同様であり、帳簿等も整備されており、実態として小規模の法人と何ら異なることはなく、法人と同様純損失の繰越控除期間は10年間に延長すべきである。

(5) 土地・建物等の譲渡損失の損益通算の復活

譲渡所得の金額の計算上生じた損失のうち、一定の居住用財産以外の土地建物等の 損失がある場合は損益通算ができないこととされている。個人がその経済活動のなか で、保有する土地・建物等資産を損失と知りながら処分するにはそれなりの理由があ り、株式など投機性の高い資産の譲渡とは性質が異なる。損益通算は税負担を図り、 担税力に即した課税を行う上で欠かせない制度であり、この損益通算の廃止は公平・ 応能負担の原則からも不合理であり、損益通算を復活させるべきである。

また、損益通算が可能であれば空き家等の処分も進むことが考えられる。

(6) 青色申告特別控除の規定見直し

青色申告特別控除を従前の規定に戻し、電子申告等の規定は削除するべきである。 令和2年分所得税の確定申告から、青色申告特別控除額が65万円から55万円に引 き下げられ、確定申告書の提出期限までに電子申告により確定申告書及び貸借対照表、 損益計算書を提出した場合等は65万円となった。

青色申告特別控除が創設された経緯は租税行政に対する納税者の協力を確保し、自主的な申告水準を高めるためであり、電子申告等をしなかった納税者は控除額を10万円引下げることの理由にはならない。

(7) 年末調整制度の廃止

給与支払者は本来の納税義務者ではないが納付する義務を負っており、過度な経済 的負担、事務的負担を負っている。働き方の多様化、年末調整の複雑化により、給与 支払者の責任及び負担が増えている。また、プライバシーの問題もあり、年末調整は 廃止すべきである。

4 資産課税関係

(1) 相続税関係

イ 相続税の税率等の見直し

平成 25 年度改正で、相続税の基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げが行われたが、相続税の課税強化は行うべきではなく、今後の経済状況、物価の動向に応じて再度の見直しを行うべきである。

ロ 相続税の債務控除の見直し

相続税の債務控除に、相続開始後5年以内に発生した債務保証で、求償権の行使 が出来ない場合を加えるべきである。

相続開始後に被相続人の保証債務を履行し、その求償権の行使ができない場合においては、明らかに相続財産の減額となるため、更正の請求の特則が認められるべきである。

ハ 死亡保険金の非課税限度額の引き上げ

平成 25 年改正で相続税の基礎控除が引き下げられ、新たに相続税が課税される者が増加していることから、遺族の生活保障となる生命保険金の非課税限度額を引き上げるべきである。

ニ 居住用財産の評価方法等の適正化

固定資産税の評価方法等の適正化により最低限の居住用財産に対する評価を引き下げるべきである。

ホ マイナンバーを活用した手続きのオンライン化

マイナンバーを活用した戸籍謄本一括取り寄せ等、手続きのオンライン化を進めていただきたい。

(2) 贈与税の基礎控除額の引上げ(税率の引き下げ)

贈与税は相続税の租税回避防止の補完税としての機能をもっているが、個人資産の多くが偏在し、高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転時期が大幅に遅くなってきている。資産の円滑な次世代への移転を促進するためにも贈与税の基礎控除を大幅に引上げるべきである。若しくは、税率を引き下げるべきである。

(3) 暦年課税の必要性

令和3年度与党税制改正大綱によると、「相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」となっている。相続時精算課税に統一する案があるが、暦年課税を廃止すれば、かえって若年世代への資産移転が進みにくくなると思われるため、暦年課税制度は廃止すべきではない。

5 地方税関係

(1) 地方税と国税との統一化

イ 各種所得控除の見直し

個人住民税と所得税の各種所得控除の種類・金額について、所得税と住民税で異なることから多くの納税者が苦慮しているため、簡素化の意味から同一とすべきである。

ロ 固定資産の評価方法

市町村が算定する固定資産税と国税が算定する相続税の評価方法を統一して頂きたい。

(2) 法人事業税・法人住民税の見直し

イギリス、フランスでは、地方税としての法人課税はなく、アメリカでも地方法人 税の比重が低い。投票権のない企業に過重な負担を強いており、地方法人税の軽減を 求める。

(3) 法人事業税の外形標準課税

イ 中小法人への導入反対

法人実効税率の引き下げの代替財源の一つとして外形標準課税の拡大適用が検討されているが、地方自治体における税の執行問題や雇用の安定の観点から担税力の乏しい中小法人(資本金1億円未満)に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

ロ 外形標準課税制度の廃止

外形標準課税は付加価値割(報酬給与額等)と資本割で構成され、人件費課税の 側面を有しており、赤字法人にも負担を求める制度である。

対象法人(資本金1億円以上)は雇用面など地域社会に貢献しているにもかかわらず、赤字法人や人件費の多い法人に過重な負担を強いる制度は廃止すべきである。

(4) 事業所税の廃止

昭和50年に新設された人口30万人以上の都市に適用されている事業所税は、従来からある固定資産税及び都市計画税と二重に課せられており、また、国策として推進している市町村合併の結果思わぬ課税対象となるケースも増加しているのでこのような事業所税は廃止すべきである。

(5) 固定資産税の見直し

景気の影響を受けない固定資産税は、行政からみれば「もっとも課税しやすい税」である反面、納税者には負担感が大きいため、次のような抜本的な見直しが必要である。

イ 評価方法等の適正化

固定資産税の適正公平化を実現するには、固定資産税の評価方法等の適正化、例 えば利用価値のない土地は収益還元価格での評価を検討すべきである。 また、家屋については時価と評価額の乖離が大きいものも見受けられ、経年原点補正率等評価方法を見直すべきである。

ロ 居住用財産の課税軽減

少額資産保有者、最低限の居住用財産に対する固定資産税の軽減を図るべきである。

ハ 償却資産の非課税化

企業の設備投資意欲を増大等させるために、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。特に、少額減価償却資産(30万円未満)は固定資産税の対象から除外していただきたい。

ニ 免税点の引上げ

固定資産税の免税点は、土地30万円・家屋20万円・償却資産150万円(いずれも未満)となっており、引き上げていただきたい。

ホ 更地化推進の税措置

固定資産税は、家屋のある場合は軽減税率があり、更地にすると適用されず高くなるため、軽減税率を廃止と更地等にした場合の税制での優遇措置を講じていただきたい。

6 他税目関係

(1) 印紙税の見直し

近年の取引契約の電子化拡大等を踏まえ、印紙税のあり方を抜本的に見直していただきたい。

(2) 酒税等の二重課税の解消

現行において、酒税、タバコ税、揮発油税などは、メーカーを納税義務者とし、「税が販売価格を構成する」として消費税が課税され、一方、入湯税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などは、消費者を納税義務者とし、立替金等の科目で経理するなど明確に区分している場合は、消費税が課税されないこととなっている。

この酒税、タバコ税、揮発油税などの消費税の課税は、二重課税であり、消費者が負担する必要はなく、早急に消費者が納得いく課税方式に改めるべきである。

Ⅲ その他

1 震災復興

(1)被災地の早期復興

東北及び熊本県を中心とした復興が進まない中、毎年のように日本各地において豪雨が発生し甚大な被害を及ぼしている。また、地震も発生している。

復興に向けて計画的な施策及び予防措置を早期に取り組んでいただきたい。

(2)税制面での対応

震災地の収用等によって相続税納税猶予ができなくなることなど、被災者目線の 制度を考えなければ、今後起こりうる災害に対し現行税制は無力である。

また、復興特区税制適用地域を限定し、必要かつ有効な措置を集中的に講じて行くべきである。

2 租税教育等

(1) 学校の租税教育

学校教育の現場で現在以上の租税教育を推進すべきである。

また、選挙権が 18 歳となったことからも小中学校の租税教育の内容の充実とともに、高校・大学等での租税教育を実施する必要がある。政治に関心をもち、投票による政治への参加意識を持たせるためにも高校入試に税の問題を取り入れるなど、少なくとも中学、高校では正規の科目として時間を確保すべきである。

(2) 民間団体による取組み

税務署単位ごとに租税教育推進協議会が学校当局、税務当局、民間団体によって組織されているが、今後とも一層意思疎通を図り租税教育活動に取り組んでいくべきである。また、現在、小学生等を主な対象としているが、成人、高齢者も対象としていく必要がある。